# TAINS

**Tax Accountant Information Network System** 

#### SERIES TAINS解体新書

## 債務の確定ー損金の額に算入する時期が争点となった事例ー



------ 小菅 貴子<sub>[本郷]</sub>

#### はじめに

法人税基本通達2-2-12《債務の確定の判定》は、法人税法22条3項2号《損金の額に算入される販売費等》の償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務が確定しているものとは、別に定めるものを除き、次に掲げる要件の全てに該当するものがこれに該当するとしています。

①当該事業年度終了の日までに当該 費用に係る債務が成立していること、 ②当該事業年度終了の日までに当該債 務に基づいて具体的な給付をすべき原 因となる事実が発生していること、③ 当該事業年度終了の日までにその金額 を合理的に算定することができるもの であること。

今回は、法人の費用について、損金 の額に算入する時期が争点となった裁 決をご紹介いたします。

#### I. 顧客に付与するポイン トの期末未使用残高

平29.3.1非公開裁決 (F0-2-703)(棄却·却下)

#### 1. 事案の概要

本件は、請求人が、顧客の購入金額に応じて付与したポイントの各事業年度末未使用残高の増額分に相当する金額を売上高から減算して法人税等の申告をしたところ、原処分庁が、当該金額は、各事業年度末において債務が確定していないことから、売上高からの減算は認められないなどとして各更正処分等を行った事案です。

#### 2. 審判所の判断

本件ポイントは、次回以降の会計時から使用できることになるから、請求人による顧客へのポイントに係るサービスの提供は、請求人が顧客の次回以降の来店、商品等の購入を期待して行うものといえる。したがって、本件ポイントの使用に要する費用は、法人税法第22条第3項第2号に規定する販売費、一般管理費その他の費用に該当することとなる。

ポイントを付与された顧客は、本件

ポイントを商品等購入金額に充当すること等ができるとしても、充当等が行えるのは、次回以降の会計時となる。したがって、本件ポイントの使用に要する費用については、顧客のポイントの使用時である商品等購入金額への充当等をした時に初めて具体的な債務が確定するというべきであり、本件ポイントの付与時において具体的な給付原因となる事実が発生しているということはできない。

上記のとおり、本件ポイントの使用 に要する費用について、その債務が確 定しているとは認められず、本件ポイント各未払計上額は、本件各事業年度 の損金の額に算入されない。

#### Ⅱ. 修正申告等により増加 した消費税等の額(税 込経理方式の場合)

平12.12.12非公開裁決 (F0-2-202)(棄却)

#### 1. 事案の概要

本件は、未払金として損金経理した 消費税等の額が、当該消費税等に係る 修正申告書の提出により増加した場合 において、当該増加した消費税等の損 金算入の時期が、当該損金経理をした 事業年度となるか、当該申告書を提出 した日の属する事業年度となるかが争 われた事案です。

#### 2. 審判所の判断

消費税等も申告納税方式の租税であ り、会計処理として税込経理方式を採 用している場合については、納税申告 書を提出した日の属する事業年度にお いて損金の額に算入することとなる が、平成元年3月1日直法2-1「消 費税法等の施行に伴う法人税の取扱い について」の通達7ただし書におい て、「ただし、当該法人が申告期限未 到来の当該納税申告書に記載すべき消 費税等の額を損金経理により未払金に 計上したときの当該金額については、 当該損金経理をした事業年度の損金の 額に算入する。」として、債務として 未だ確定していない消費税等の額を損 金の額に算入するという債務確定基準

を緩和する取扱いを認めているのは、 次の理由によるものと解され、これら の理由は合理的なものであると認めら れる。

A 税込経理方式を採用した場合、 売上げに含まれる消費税等は益金の額 に算入され、他方、仕入れや費用に含 まれる消費税等は損金の額に算入され る。そして、納付すべき消費税等は益 金の額に算入されているから、その納 付すべき消費税等の額を損金の額に算 入することにより平仄が合うこと。

B 消費税が導入される前から酒税 その他の間接税については、企業会計 上、申告期限未到来であっても、これ をあらかじめ収入金額に含めて収益に 計上し、これに対応する租税の額を費 用に計上する経理が会計慣行として定 着していることから、税務上において もあらかじめその税額を見積り、損金 経理により未払金に計上したときには 損金経理をした事業年度において損金 の額に算入することを認める取扱いを しており、消費税等についても税込経 理方式を採用した場合には、上記Aの とおりであるから、同様の取扱いをす ることが相当と認められること。

そうすると、本件通達ただし書は、 税込経理方式の性質を考慮し、法人に 本件通達ただし書による取扱いを選択 することを損金経理によって意思表示 させ、申告期限未到来の納税申告書に 記載する消費税等の額を損金経理によ り未払金に計上した場合に限り、税務 上も債務確定という要件を緩和して損 金の額に算入することを認めることと したと解すべきであるから、たとえ損 金経理をした消費税等の額に誤りがあ ったことが事後に判明し、修正申告等 により消費税等の額が増加したとして も、当該増加した消費税等の額は損金 経理したものではないから、債務確定 基準によるのが相当である。

以上のとおり、本件差引納付税額の 損金算入の時期については、消費税等 の修正申告書を提出した日の属する事 業年度となるから、原処分庁が行った 更正処分は適法である。

### Ⅲ. 従業員の死亡保険金から支払う遺族補償金

平20.5.30公表裁決 (J75-3-22)(一部取消し)

#### 1. 事案の概要

本件は、請求人が従業員の死亡により受け取った保険金を仮受金に計上していたところ、原処分庁が当該受取保険金は益金の額に算入すべきであるとして法人税の更正処分等を行ったのに対し、請求人が当該傷害保険契約時において受取保険金の50%以上の金額を遺族補償金として遺族に支払う旨の被保険者との合意があるから、当該合意に基づく遺族補償金は損金の額に算入すべきである等として、同処分の一部の取消しを求めた事案です。

#### 2. 審判所の判断

保険金受取人を指定する保険契約締結に関する同意書は、従業員に対する 災害補償規定を兼ねており、雇用者である請求人は従業員に対して保険死亡事故が生じた場合に、死亡保険金額の50%以上の金額を遺族補償として支払う旨を保証したものと認められる。

本件においては、「傷害保険金請求 書兼同意書」に死亡した従業員の法定 相続人Nの住所氏名等をNの親権者が 署名押印を行い死亡保険金が支払われ ていることからすれば、従業員の遺族 から遺族補償金の支払請求があれば、 保険契約者は支払うかどうかの選択の 余地はないものと認められ、遺族補償 金を支払う債務は確定しているとする のが相当である。そうすると、支払義務 を負う遺族補償金の最低限である死亡 保険金の50%相当額は費用として見積 計上できると解するのが相当である。

#### おわりに

TAINSで上記裁決を検索する場合のキーワードは、「債務確定」、「損金 算入時期」です。

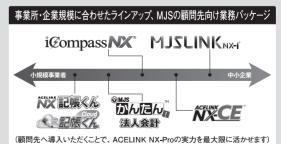
収録内容に関するお問い合わせは データベース編集室へ TEL 03(5496)1416



MJSは会計プロフェショナルのための 最強ツールACELINK NX-Proと 顧問先業務システムとの連携で 会計事務所を全面支援。 顧問先の満足度を向上させ、 長期的により良い関係を構築します。







●ACELINK NX-Pro、ACELINK NX記帳くん、記帳くんCloud、iCompass NX、MJSLINK NX-I、MJSかんたん! 法人会計、ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。

